

平成 28 年
第 2 回町議会臨時会

行政報告

(平成 28 年 11 月 4 日)

幕別町長 飯田 晴義

お許しをいただきましたので、先月末現在における台風7号、11号、9号、10号による被害の状況と被災者に対する支援や災害復旧の取組状況などにつきまして、ご報告をさせていただきます。

1 台風による被害の状況

(住家等の被害状況)

はじめに、台風による被害の状況について申し上げます。

住家等の被害状況についてであります。台風7号と台風10号の影響を受け、住家については、全壊7件、大規模半壊6件、半壊20件、床下浸水18件の計51件、店舗や事務所などの非住家については、大規模半壊2件、半壊12件、一部損壊7件、床下浸水3件の24件で、住家・非住家合わせて合計75件の建物被害がありました。

(農業の被害状況)

次に、農業の被害状況についてであります。

8月17日の台風7号による被害状況は、農作物については、デントコーンやスイートコーンなど、主に強風による倒伏被害が350.2ヘクタールで発生し、このほか冠水などの被害を加えますと、合計で369.3ヘクタールとなっております。

また、強風による倒木で、忠類全域と幕別地区の一部で停電した影響により、生乳950キログラムが廃棄となったほか、営農施設では、ビニールハウス15棟が破損、車庫・倉庫・牛舎22棟でシャッターや屋根が損壊いたしました。

8月30日の台風10号では、豆類60.6ヘクタール、馬鈴薯59.0ヘクタール、甜菜52.5ヘクタール、玉ねぎ33.0ヘクタールなど合計290.2ヘクタールが冠水被害を受けており、圃場により収量のバラツキはありますが、滞水が長引いた圃場では、平年の3割程度の収量にとどまるものと予測されております。

農業施設につきましては、明渠排水路や南勢牧場内の管理用道路など、100か所を超える施設が被災し、緊急度の高いものから順次、復旧工事と土砂の浚渫を実施し

ており、現在の進捗状況は約35パーセントで、年内の完了に向け工事を進めているところであります。

(商工業と宿泊業の被害状況)

次に、商工業と宿泊業の被害状況についてであります。

はじめに、商工業の被害につきましては、台風7号の強風による倉庫屋根の破損が1事業所、台風10号による建物の浸水被害や商品の被害が15事業所となっております。

また、宿泊業の被害につきましては、これまでの台風の影響を受け、3事業所において宿泊のキャンセルが401人、宴会や食事のキャンセルが130人でありましたが、現在はキャンセルもなく、平常どおりの営業に戻っているとのことであります。

(土木・公園施設の被害状況)

次に、土木・公園施設の被害状況についてであります。

町道は、39路線51か所が被災し、このうち21か所の復旧が完了しているところであります。

残る30か所のうち、西猿別地区の途別新川線につきましては、現在も片側交互通行となっておりますが、先月25日に国の災害査定を終えたことから、今後、国の補助事業であります公共土木施設災害復旧事業により、工事発注を行う予定としております。

このほかの被災箇所につきましても、一刻も早い復旧に向け対応に努めているところではあります。十勝管内を襲った台風による被害は甚大であり、町内の測量設計業者や工事施工業者においても、管内全域にわたる被災地の復旧事業に追われ、受注態勢が整わないため、被災箇所の復旧に遅れが生じているところであります。

今後、被災箇所の状況を見極め、速やかな復旧対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、公園施設の被害状況についてであります。

猿別川の増水に伴い被害を受けた、パークゴルフ場のサーモンコースとつつじコースは、10月中旬の再開を目指し復旧作業を進めておりましたが、度重なる降雨の影響でコース内のぬかるみが一向に改善されないことから、今シーズンの再開を見送り、現在、来春のオープンに向け、芝のメンテナンスとコースの排水機能改善のため暗渠工事等のコース整備を行っているところであります。

また、幕別運動公園内の陸上競技場とソフトボール球場については、猿別川の水位上昇に伴う内水氾濫により、冠水被害を受けたところでありますが、被害はほとんどありませんでした。

札内川河川緑地につきましては、札内川上流域に降った大雨の影響により、急激に水位が上昇し、サッカー場や野球場、パークゴルフ場の「はらっぱ36」コースなどが、濁流の影響により甚大な被害を受けたところであります。

これまでに、国の公共土木施設災害復旧事業申請を行うため、現地の調査や測量、設計図面の作成、工事費の算定等を行い、一昨日（11月2日）に国の災害査定を終えました。

今後、公共土木施設災害復旧事業を活用し、3か年で復旧を行う計画であります。

2 住家の被災者に対する支援策の取組状況

（災害見舞金の支給、町税の減免等の対応）

次に、住家の被災者に対する支援策の取組状況について申し上げます。

はじめに、災害見舞金の支給、町税の減免等の対応についてであります。

災害見舞金の支給につきましては、台風7号、10号を合せますと、床上浸水のあった40世帯の方々に対し支給を終えるところであります。

なお、このうち、幕別町に住民票のある37世帯の方々に対しましては、北海道からも被害に応じて総額386万円の住家被害見舞金が交付される予定であり、現在手続きを進めているところであります。

このほか、生活必需品につきましても、ご希望をお伺いした上で17世帯にティッシュや食器などを配布したところであります。

次に、町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの減免につきましては、対象者全ての減免手続きを終えたところであります。

平成28年度分の減免額は、固定資産税が32件、69万4,400円、町道民税26件、107万1,900円、国民健康保険税16世帯、39万3,700円、後期高齢者医療保険料19人、38万4,100円、介護保険料30人、54万4,500円で、総額では308万8,600円となっております。

また、介護保険のサービス利用者負担額の減免については、今後のサービスの利用状況によって変動もありますが、およそ28万6,000円と試算しております。

なお、災害被害者の方々に対しましての減免措置は、速やかに実施しなければならないことから、9月24日付で幕別町税条例等の一部を改正する条例について、専決処分いたしましたことをご理解いただきたいと思います。

次に、水道料金の助成や各種手数料等の減免についてであります。

水道料金の助成手続きにつきましては、浸水地域内の住家や倉庫など、水道メーターごとに申請をいただき、10月末現在、39件の手続きを終えており助成額は25万6,476円となっております。

また、各種手数料等の減免につきましては、給水装置工事に係る手数料が2件、4万200円、住宅の建替えに伴う建築確認申請手数料等が1件、1万9,000円となっております。

次に、災害ごみの処理状況についてであります。

9月30日までの定期回収により、被災地区における大半のごみの回収を終えておりますが、10月以降は個別の回収依頼に基づき、随時、職員が収集を実施しております。

収集したごみは、現在、車両センターを集積場として、分別後、最終処分場へ運搬しておりますが、10月末現在でおよそ5割程度の進捗状況となっております。

これまでのごみ処理量につきましては、可燃ごみが54.55トン、不燃ごみが84.82トン、廃家電が80台、廃タイヤが200本、漂流玉ねぎが93トンとなっております。

12月中旬までには、全ての処理を終える予定としており、最終的には可燃ごみが80トン、不燃ごみが120トンになるものと予測しております。

なお、これらの支援策のうち、見舞金と災害ごみの処理運搬経費については、当初の見込みから相当程度増えましたことから、本日所要の補正予算を提案させていただいたところであります。

(住宅応急修理、住宅室内や床下・敷地の消毒等の対応)

次に、災害救助法に基づく住宅応急修理と住宅室内や床下・敷地の消毒等の対応についてであります。

半壊以上の住宅の補修に対して補助される住宅応急修理につきましては、床の張り替えや給湯・暖房機の購入、便器など衛生設備の取替え等、10月末現在、17件の申請があり、補助総額は977万9,988円となっております。

なお、工事完了期限を11月30日としておりますが、現在5件の相談を受けていることから、さらに申請件数は増えるものと考えております。

次に、住宅室内や床下・敷地の消毒、し尿収集の対応についてであります。

住宅室内や床下・敷地の消毒につきましては、10月末までに延べ61件が終了し、また、し尿収集につきましても24件の収集を実施しており、ほぼ完了いたしております。

(被災者生活再建支援法の適用と義援金の受付状況)

次に、被災者生活再建支援法の適用と義援金の受付状況についてであります。

はじめに、被災者生活再建支援法の適用についてであります。

本町については、10月5日付けで、被災者生活再建支援法の適用を受ける区域と

して決定を受けたところであり、都道府県が拠出する基金と国の補助金を原資として、住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、生活再建の一助として最大で全壊が300万円、大規模半壊250万円の支援金が支給されることとなっております。

申請窓口につきましては、町が行うこととなっていることから、現在、対象となる13件の世帯に対し、個別に訪問し申請を受け付けしているところであります。

次に、義援金の受付状況についてであります。

町では、1回目の受付を9月23日から11月30日までの間としておりますが、現在、北海道の配分も合わせ、およそ1千万円が寄せられており、今後、配分委員会により配分方法を決定し、来月早々には皆さんの温かい善意を被災者の方にお届けしたいと考えております。

3 台風被害に対する今後の対策

(農業被害に対する支援策)

次に、台風被害に対する今後の対策について申し上げます。

はじめに、農業被害に対する支援策についてであります。

農業被害に対する支援策につきましては、被害状況の把握とその対策について、各農協と協議を重ねてきたところであります。

本町におきましては、幸いにして大規模な表土流出など、来年以降の営農に大きな支障をきたす被害が発生しなかったことから、来年の再生産が円滑に進められる対策に力点を置き、検討してまいりました。

現時点で対策の柱として考えておりますことは、一つに農地の排水性向上対策、二つに被災した農業施設、農機具の復旧であります。

一つ目の農地の排水性の向上対策につきましては、現在、町単独施策として実施しております、農用地排水改善対策事業のメニューの拡大と補助率のかさ上げであります。

二つ目の農業施設、農機具の復旧につきましては、国の被災農業者向け経営体育成支援事業をベースとした補助率のかさ上げであり、いずれの事業も今後、農協との詰めを行い、来る第4回町議会定例会に関連予算の提案をさせていただきたいと考えております。

(中小企業者等の被害に対する支援策)

次に、中小企業者等の被害に対する支援策についてであります。

今回の一連の台風等により、被害を受けられた事業者の早期復旧と経営の安定を図るため、北海道の中小企業総合振興資金のうち、経営環境変化対応貸付の災害復旧資金を借り受けた中小企業者等に対し、利息と保証料を補助する方向で検討を進めているところであります。

(猿別水門の不具合に係る原因調査と今後の改善に向けての取組)

次に、猿別水門の不具合に係る原因調査と今後の改善に向けての取組についてであります。

帯広開発建設部におきましては、9月27日に浸水被害区域の町民を対象とした第1回説明会を実施し、内部調査に基づいた経過説明などを行ったところでありますが、水門の不具合が発生した原因の特定ができなかったことから、引き続き調査を行い原因の解明を行っております。

また、浸水区域の関係公区長や公区役員、住民に直接面談し当日の浸水状況や経過などについて聞き取りを行うとともに、猿別水門の不具合により閉扉操作が遅れたことによる影響を算定するため、浸水区域内で浸水水位の確認測量を行っております。

帯広開発建設部は、第1回説明会におきまして、次回説明会を10月中に開催したいと説明しておりましたが、操作遅れによる影響の算定や、算定した結果の検証のため、学識者に助言を依頼する予定とお伺いしているところであり、これらの算定や検証に時間を要しており、10月中に説明会の開催はできないとの報告を受けたことか

ら、被災された方には、町を通じてお知らせさせていただきました。

町といたしましては、帯広開発建設部に対し一刻も早く操作が遅れた原因を究明するとともに、浸水への影響と今後の対策について説明できるよう、要請しているところであります。

さらに、再びこのような被害が発生することを防ぐために、猿別水門に旧途別川の河川水を排水するための排水機場の設置を要望するとともに、猿別川の流下能力向上を図るため、猿別川河床の床下げと河道内に繁茂する雑木の除去、猿別水門における猿別川と旧途別川の水位情報を町も共有できる設備の設置や、猿別水門が閉扉した場合の内水被害を軽減するために排水ポンプを設置する「釜場」の整備について、帯広開発建設部をはじめ各方面に要請したところであります。

このうち、雑木の除去につきましては、J R根室線猿別鉄橋下流側から止若橋までの区間は、年度内に完了する予定となっており、河床床下げは一部着手していただいておりますが、さらなる流下能力の改善に向けて早急に取り組んでいただけるよう、重ねて要請してまいります。

また、旧途別川を管理する十勝総合振興局に対しましても、旧途別川の河床床下げや河道内に繁茂する雑木の除去など、河川の流下能力の向上対策の実施を要請してまいります。

(町内の河川に設置されている樋門等の点検)

次に、町内の河川に設置されている樋門等の点検についてであります。

町では、被災後直ちに町内に設置されている全ての樋門、樋管107か所の被災当日の操作状況を各操作員に確認するとともに、点検を実施いたしました。

その結果、全ての施設において、不具合はなく適正に点検管理されていることが確認されたところですが、一部の施設では、堤防の天端の幅員が狭く、自動車の転回場がないことや、堤防に繁茂した草木が支障となり樋門に向かうことができないなど、特に夜間の操作において、危険を伴うことがわかり、操作ができなかった13か所の

施設を確認いたしました。

このことから、河川管理者に対し、樋門操作の安全確保のため、堤防天端の拡幅や自動車の転回場の設置や照明灯の設置などの施設整備、堤防の適正な維持管理の実施などを要請してまいります。

また、河川の流下能力を改善し、降雨時の水位を下げることにより洪水被害を防止するために、樋門樋管の吐き口部分の土砂の除去や河床の床下げ、河道に繁茂する雑木の除去などにつきましても、要請してまいりたいと考えております。

台風10号による大雨では、河川上流域で特に降水量が多かったことによる影響を受け、雨の降り方から予想される以上に各河川の水位が、大きく上昇いたしました。

このため、樋門操作員が操作に出動する時期の判断が難しかったと考えられることから、今後は、各樋門操作員や公区との間で降雨や河川水位の状況、上流の利水施設の操作状況などの情報を共有し、適切な操作を行える体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

また、先月28日には役場関係部署の職員に対し、樋門操作の研修を実施したところであり、操作員に対しても定期的に樋門操作の研修会を実施し、点検管理や操作技術の向上を図り、水害の発生防止に努めてまいります。

4 札内川ゴルフ場の復旧

次に、株式会社幕別町地域振興公社が運営する、札内川ゴルフ場の復旧について申し上げます。

札内川ゴルフ場は、札内川の河川敷地を有効活用し、平成元年5月にオープンしたものであります。

当時、国は河川敷の緑地計画を積極的に推し進めていこうとする姿勢を打ち出しておりましたことから、十勝川水系の河川敷につきましては、広域的な利用を目的に、早くから帯広圏で河川緑地として都市計画決定を受け、帯広市をはじめ、音更町、芽室町においても河川敷の利用計画を策定し、逐次整備を行ったところであります。

また、本町の札内地区には、総合公園、運動公園等の公園施設が未設置であり、これら施設整備の早期実現について、地域住民から強く要望がなされていたところであり、その一環として、札内川ゴルフ場の造成を行ったところでもあります。

ゴルフ場の造成に当たりましては、昭和62年7月に第3セクターである株式会社幕別町地域振興公社が設立され、管理運営を含め、同公社が担うこととなったところであり、当時の公社の出資金総額は8,000万円で、町の出資額は4分の1の2,000万円、平成2年の練習場の造成や管理棟の建設時に同額を増資し、その後、現在までに、町として総額で7,700万円の出資を行っております。

札内川ゴルフ場は、本年8月の台風10号の大雨に伴う札内川の増水により、グリーンへの流出やフェアウェイ、バンカーなどへの流木や土砂による埋塞等、大規模な被害を受けました。

その被害額は、当初、約2億円とお聞きしておりましたが、その後の職員やボランティアによるゴルフ場内の流木や瓦礫の除去作業、あるいは河川管理者である帯広開発建設部との支援に係る協議を経て、復旧に要する費用を、約1億3,300万円までに縮減する努力をされたと伺っております。

また、被災後には、町民を中心とした愛好者による札内川ゴルフ場の復旧・再開を求める署名活動が行われ、既に6,000筆を超える署名が集まっており、このような中、去る10月21日に同公社から町に対して、ゴルフ場存続に係る支援として増資の要請を受けたところでもあります。

町といたしましては、その要請を受け、札内川ゴルフ場の町財政に対する効果や地域住民に果たす役割などを踏まえ、支援のあり方について検討を進めてまいりました。

本町に札内川ゴルフ場があることによって受ける財政効果といたしましては、一つ目として、道税として利用者から徴収されるゴルフ場利用税の7割が所在市町村に交付されるゴルフ場利用税交付金の収入、二つ目として、都市公園として算定される地方交付税の収入、三つ目として、ゴルフ場のオープン以来、利用者からの利用料金の一部を原資として、町に寄付があり、現在の「まちづくり基金」の一部である「河川

緑化整備事業基金分」としての基金造成が挙げられます。

供用開始の平成元年度から27年度までの財政効果を累計で申し上げますと、ゴルフ場利用税交付金につきましては、約2億3,000万円、地方交付税の増加分が約4億6,000万円、河川緑化整備事業基金分が約7,800万円、合計で7億6,800万円に上ります。

これらをもとに、今後の財政効果を考えた場合、1億3,000万円の増資を行ったとしても、ゴルフ場利用税交付金と地方交付税の増加分の収入により、5年ほどで回収できるものと推計されます。

また、近年の利用者の状況を見ますと、札内川ゴルフ場はパブリックということで、低料金のスポーツとして、健康維持の手段として手軽に楽しめるものでありますことから、5年前の平成23年の2万9,786人から平成27年の3万2,478人と、練習場の利用者も平成23年の3万3,290人から平成27年の4万4,016人と、ともに増加傾向にあります。

また、利用者のうち65歳以上の高齢者が占める割合も高く、高齢者福祉や健康増進に寄与する側面や、都市公園全体として、地域住民の皆さんに緑あふれる憩いの場を提供する役割もあるものと考えております。

加えて、町民の雇用や町外から訪れる利用者の経済的な波及効果も見込まれるところであり、これら、これまでのまちづくりに対する貢献度や今後の貢献への期待など、様々な観点から総合的に勘案した結果、株式会社幕別町地域振興公社への支援をすべきと判断いたしましたところであり、関係予算並びに公社の当面の運転資金の借入に対する損失補償を本臨時会に提案させていただいたところであります。

以上、台風による被害の状況と被災者に対する支援策や災害復旧の取組状況などにつきましてのご報告とさせていただきます。